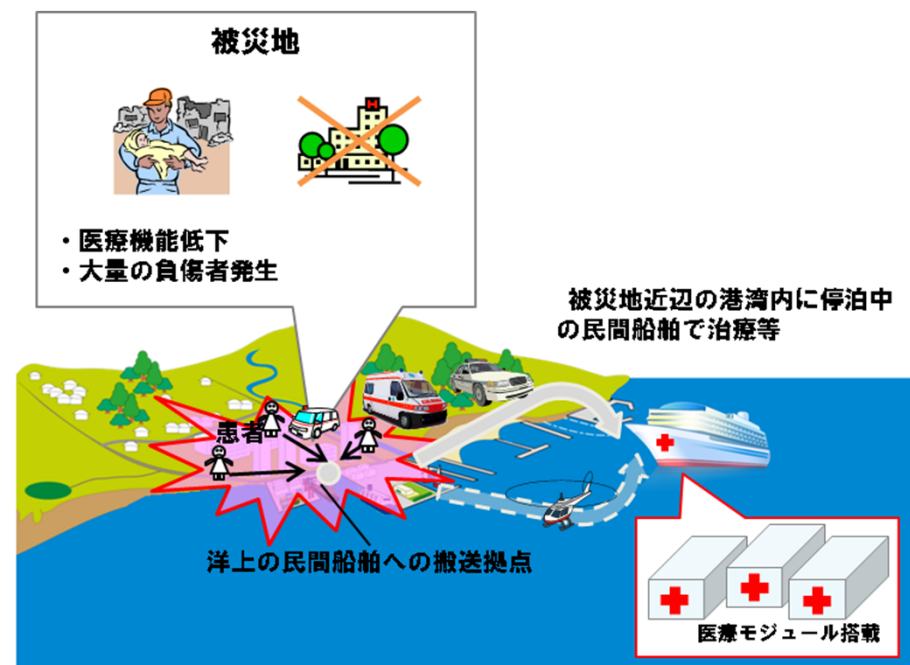


## 令和5年度災害医療における民間船舶を活用した実証訓練について

令和4年度（4年度補正）・令和5年度 of 取組案

内閣官房船舶活用医療推進本部設立準備室

- 人員の収容力や輸送力を期待できる船舶（カーフェリーなど）は、災害時において、医療モジュールを活用することにより、通常時よりも医療提供能力を充実させた活動が期待される。
- 船舶の図面をもとに、医療モジュールの船舶への搭載手順や医療従事者の配置等を検証するための図上訓練を実施（4年度補正）。
- カーフェリーを保有する民間事業者を公募し、車両甲板を使用した医療活動の実施可能性や客室の病室としての活用可能性等を検証するためのワークショップや実証訓練を実施（5年度当初）。



# 令和4年度災害医療における民間船舶を活用した図上訓練の実施について

○ 船舶の図面をもとに、医療モジュールの船舶への搭載手順や医療従事者の配置等を検証するための図上訓練を実施。

## ○実施概要

### (1) 日時・場所

令和5年6月15日（木）10:00～17:00 ・有明の丘基幹的広域防災拠点施設

### (2) 図上訓練での検証項目

プレイヤーを船舶チーム、医療チーム、国・自治体等チームに分け、母港等から被災地に出航する際のオペレーション（医療資器材の確保・搬入等）に関する連絡調整を検証するとともに、実際のカーフェリーの車両甲板の図面を用いて、船舶の使用用途に応じた船内の医療モジュール展開の配置を検討

### (3) 参加機関

医療関係機関 : 日本赤十字社、DMAT、JMAT、AMAT、日本看護協会

船舶事業者 : (株) 商船三井フェリー、(株) 新日本海フェリー、(株) 津軽海峡フェリー

医療モジュール事業者 : (一社) 医療コンテナ推進協議会、(株) 太陽工業、(株) ノルメカエイシア

関係省庁（見学含む） : 内閣官房（強靱化室、コロナ室）、内閣府、厚労省、国交省、海保庁、防衛省、外務省

### (4) 図面使用船舶

「はくおう」（17,345トン）、「さんふらわあ ふらの/さっぽろ」（13,816トン）、「ナッチャンWorld」（10,712トン）の図面を用い、船内の医療モジュール展開の配置を検討



はくおう



さんふらわあ ふらの/さっぽろ



ナッチャンWorld

# 令和4年度災害医療における民間船舶を活用した図上訓練の成果について

## ○訓練シナリオ等

### (1) 前提

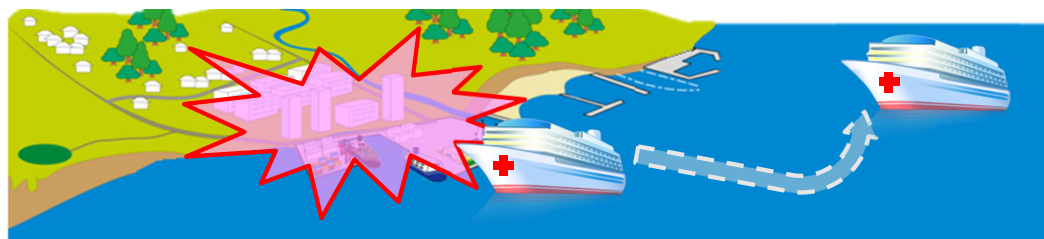
- 南海トラフを震源域とするM9（最大震度7）の地震と巨大津波が発生
- 発生した地震と津波の影響で、太平洋岸及び四国地方の主要な道路・鉄道は各地で寸断されている
- 四国南側2県（高知・徳島）では停電や建物倒壊等により、医療提供機能が著しく低下している
- この状況を踏まえ、政府は民間の船舶事業者に対し、事前の協定に基づき民間船舶を活用した船舶の派遣要請の実施を決定
- 船舶は物資等を搭載して母港等を出航し、途中港で追加の要員・医療モジュール等の搭載を経て、被災地の港で活動開始することを想定

### (2) 使用する船舶の用途

- ①脱出船、②診療船の2種類の用途を想定し、その用途に応じた状況を付与し訓練を実施

<想定される役割①> 医療提供機能が著しく低下した被災地の中等症や軽症患者に医療行為を実施しながら、この被災地から離れた場所にある病院等に患者を移送する【脱出船】

<想定される役割②> 被災地の港に接岸し、一定期間、現地で医療を提供する【診療船】



## ○訓練成果 ※訓練参加者からの意見（未定稿）

船舶事業者、医療モジュール事業者、各医療チーム等の関係者が一堂に会する貴重な機会となり、有意義な検証をすることができた。

### (1) 船舶の用途・活動内容

- 災害時にカーフェリーに医療モジュール・資器材等を搭載して医療提供するためには、訓練を重ねて実現可能性を高めることが必要
- 患者及び同行家族を被災地から搬送する脱出船としての役割は有効（被災地岸壁の継続使用の観点等からも脱出船としての役割が現実的）

### (2) 医療モジュール・資器材等の搬入・車両甲板内展開

- 以下の事項に留意して、船舶ごとに医療モジュール・資器材等の配置案をあらかじめ計画しておくことが必要
  - ・給排水/固縛方法/車両・人の動線/患者の処置・待機スペース/接地面（床）の凹凸
- 段差や騒音、温度の影響等について、実動訓練における更なる検証が必要

### (3) 事業者・医療従事者等の確保・参集

- 被災地域、船舶の母港及び防災拠点を踏まえた、事業者及び医療従事者等の参集場所や、医療モジュール・資器材等の搭載場所等について、あらかじめ計画しておくことが必要

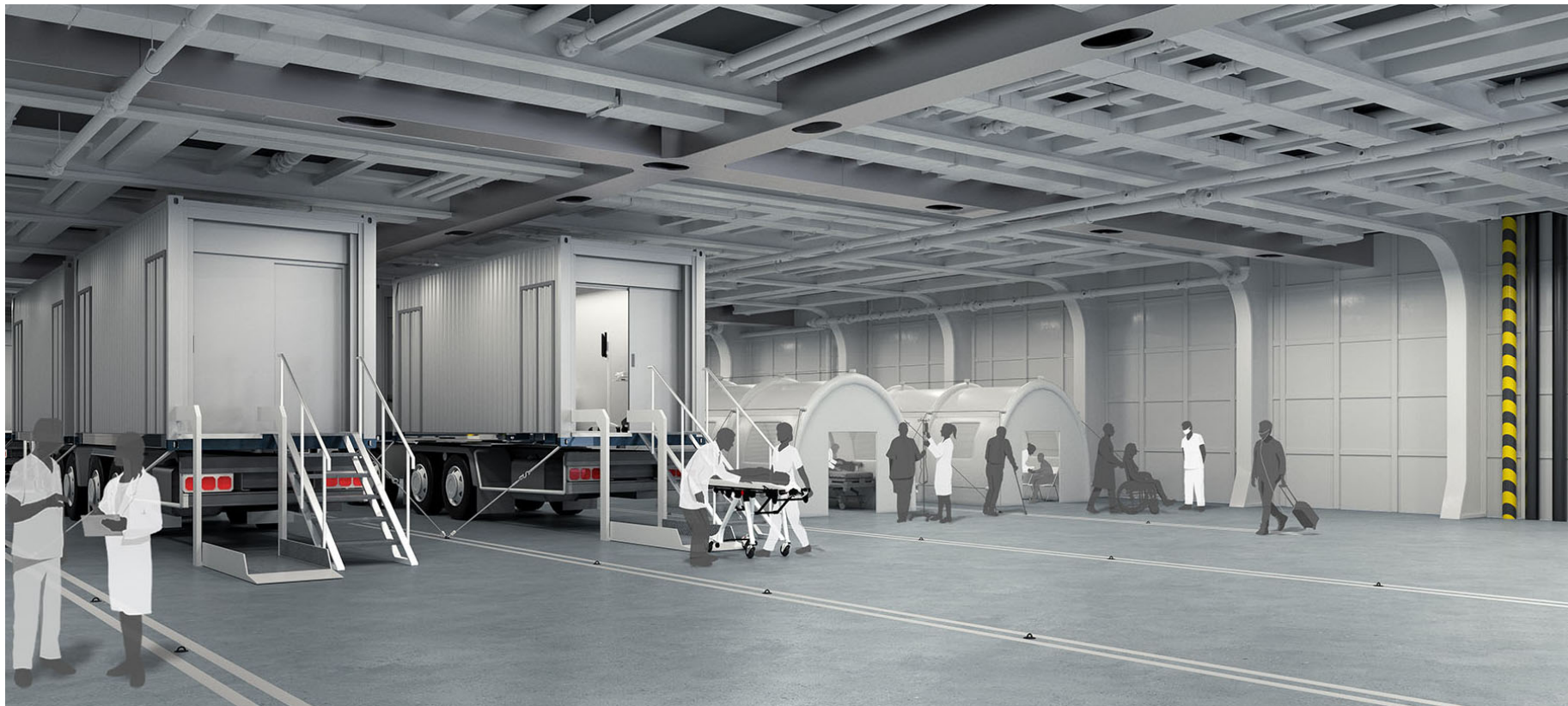


医療モジュールの配置検討



関係機関との調整

# 医療モジュールを活用した船舶による医療提供（イメージ）



# 參考資料

---

# 病院船（災害時多目的船）に関する経緯について

## 政府の動き

H24年度「災害時多目的船（病院船）に関する調査・検討」  
・病院船の建造は莫大な費用、平時の活用性の低さ等が課題  
・当面、民間船舶や自衛隊艦艇等を含む既存船舶を活用した実証訓練を行うことも有効な方策の一つ

H25～R2年度 政府艦船、民間船舶を活用した訓練の実施  
(ただし、小規模かつ短期間)

H30.6 米国海軍病院船マーシー東京寄港、シンポジウム開催

R2.4 R2年度第一次補正予算に調査費（約7千万円）を計上  
内閣府、厚労省、防衛省、国交省で連携して調査・検討

R3.3 「政府の考え方」を整理

①医療従事者の確保、②運航要員の確保、③平時の活用方策  
という3つの大きな課題

⇒ 当面、新たに病院船の建造に着手するのではなく、  
既存船舶を活用した災害医療活動の具体化に取り組む

R4.7 内閣官房に船舶活用医療推進本部設立準備室を設置  
法律の施行に向け、船舶を活用した医療提供体制及び  
整備推進計画の策定に向けた検討を進める

## 議連の動き

○「病院船・災害時多目的支援船建造推進議員連盟」  
会長：衛藤 征士郎 (H23.4～、R2.3改称)

H25.4 安倍総理大臣に基本設計費計上を要請

R2.3 総理大臣、官房長官、防災担当大臣、  
厚労大臣、防衛大臣、国交大臣に新造船  
について要請 (R2.9 再要請)

○「超党派・災害時医療等船舶利活用推進議員連盟」  
会長：額賀 福志郎 (H26.3～、R2.2改称)

H28.11 官房長官・防災担当大臣・防衛大臣に  
米国病院船マーシーの日本寄港の実現  
について申し入れ

R3.5 通常国会に議員立法

「災害時等における船舶を活用した医療提供  
体制の整備の推進に関する法律案」を提出

⇒可決・成立 R3.6.18 公布  
(公布から3年以内に施行)

- ・整備推進計画の策定
- ・船舶活用医療推進本部の設置 等

## 令和5年度の対応

○ 関係府省が連携して、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの巨大地震を想定した自衛隊艦艇を活用した実証訓練を実施し、診療船又は脱出船として運用する場合の拡張性について検証を行う。

○ 災害時に医療活動が可能な民間船舶等と医療用コンテナ等の医療モジュールを活用した図上訓練・実証訓練を実施し、民間主体との連携・支援方策の検討を行う。

# 災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律 概要

(令和3年6月18日 法律第79号)

## 目的 (第1条)

海に囲まれた我が国においては**災害が発生した時**又は**感染症が発生し若しくはまん延し、若しくはそのおそれがある時**(以下「災害時等」という。)における医療を確保する上で**船舶を活用した医療の提供が効果的**であることに鑑み、災害時等における**船舶を活用した医療提供体制の整備を推進**する。

## 基本理念 (第2条)

災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進は、災害が発生し、又は感染症が発生し若しくはまん延し、若しくはそのおそれがある地域において**必要とされる医療を船舶を活用して的確かつ迅速に提供**することにより、**当該地域にある医療施設の機能を補完し、国民の生命及び身体を災害又は感染症から保護**することに資することを旨として、行われなければならない。

## 国の責務 (第3条)

国は、基本理念にのっとり、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備を推進する責務を有する。

## 基本方針 (第4条)

- ① 災害時等における船舶を活用して提供される医療と陸上の医療施設において提供される医療との**適切な役割分担及び相互の連携協力の確保**
- ② 災害が発生した地域等において**必要とされる医療の的確かつ迅速な提供が可能となるよう、災害時等における医療の提供の用に主として供するための船舶の保有**(独立行政法人その他の国以外の者により保有することを含む。)
- ③ 災害時等における船舶を活用した医療の提供に必要な官民の医療関係者、船舶職員その他の**人員の確保**
- ④ 災害時等における船舶を活用した医療の提供のための教育訓練等を実施することによる**人材の育成**
- ⑤ 災害時等における船舶を活用した医療の提供に必要な医薬品、医療機器その他の**物資の確保**
- ⑥ **災害時等以外において、離島等における巡回診療、国際緊急援助活動等に②の船舶を効果的に活用**
- ⑦ **民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用**
- ⑧ その他

## 必要な措置 (第5条)

政府は、基本方針に基づき、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずる。  
必要となる**法制上の措置**については、この法律の**施行後一年以内**を目途として講じなければならない。

## 整備推進計画 (第6条)

政府は、政府が災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関し講ずべき措置について必要な**整備推進計画**を策定しなければならない。  
内閣総理大臣は、整備推進計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。  
政府は、整備推進計画を策定したときは、遅滞なく、**国会に報告**するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により**公表**しなければならない。

## 本部 (第7条—第15条)

災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進を総合的かつ集中的に行うため、**内閣に、全ての国務大臣によって構成される船舶活用医療推進本部**及びその事務局を設置(本部長は内閣総理大臣)

## 施行期日 (附則第1項)

公布の日から起算して**三年を超えない範囲内**において政令で定める日

## 検討 (附則第2項)

本部について、**施行後五年を目途に検討**し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 病院船の活用に関する調査・検討を踏まえた政府の考え方（概要）

令和3年3月 内閣府（防災）・厚生労働省・防衛省・国土交通省

- 病院船には、自己完結的に海上で活動できる船舶の特性を活かし、特に陸路が途絶された地域や離島に対して、陸上医療機関を補完する機能を期待。
  - 病院船の活用に向けては、①医療従事者の確保、②運航要員の確保、③平時の活用方策 という3つの大きな課題。
  - 当面、新たな病院船の建造に着手するのではなく、既存船舶を活用した災害医療活動の具体化に取り組む。
- 
- 500床・2万トン規模の病院船については、ヘリにより搬送可能な患者数や入港可能な港湾の数、医療従事者等の確保を考慮すれば、**過大と判断**。
    - ※ 病院船の規模感
      - ・大規模災害時に着岸できず、洋上で停泊することを想定すれば、ヘリ甲板が必要。
      - ・入港可能な港湾数      500床規模：86港／185岸壁      50床規模：119港／379岸壁
      - ・必要な医療従事者の数      50床当たり108人  
    ～「50床程度」が一つのナースステーションを有する病棟の単位として理解を得やすい。
- 
- 自衛隊は、50床近い患者用寝台を備えた艦艇（「いずも」型護衛艦2隻（34床）、「ましゅう」型補給艦2隻（46床））を含め、手術用施設等の医療機能を有する艦艇を15隻保有。
    - ※ 過去の災害では、これらの艦艇における医療設備を使用して、民間人に対する医療行為を行ったことがない。
  - 自衛隊艦艇を活用した本格的な訓練を行うことにより、フィージビリティを確認するとともに、災害医療における船舶の活用に向けた具体計画に反映。
  - 自ら船舶を確保し、災害医療活動を行うことのできる民間主体についても、その動向を把握しながら、連携・支援の方策を検討。
    - ※ 病院船に関心を寄せる民間主体もある（大学、NPO等）。